

大阪市内の他区から 旭区に引っ越したら（区間転入）



項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
住民異動届				
大阪市内の 他区から	大阪市内の 他区から 旭区に 転入される方	免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を される方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
マイナンバー (個人番号) カード	マイナンバー (個人番号) カードを お持ちの方	新住所を記載し、公的個人認証サービスの継続利用手続きを行います。 お持ちのマイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。		
	公的個人 認証サービスご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 あらたに公的個人認証サービス(コンビニ交付等)を利用するためには、マイナンバー(個人番号)カードに搭載される「電子証明書」が必要です。 お持ちのマイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。		
在留 カード等	外国籍を お持ちの 住民の方	新住所を記載しますので、在留カード等をご持参ください。		
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること				
国民健康 保険	74歳以下の 国民健康 保険の 対象となる方	前住所地で加入されていた方は、加入資格が継続します。窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付します。 ※マイナ保険証をお持ちの場合は、「資格情報のお知らせ」を送付します。	1階 8番	窓口サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956
後期 高齢者 医療制度	後期高齢者 医療制度の 対象となる方	窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付します。		
各種 医療費助成	各種医療 助成の 対象となる方	①こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)、②ひとり親家庭等医療③重度障がい者医療の医療証をお持ちの方は住所変更手続きが必要です。対象者の健康保険資格確認書等、お持ちの医療証をご持参ください。	①② 2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
			③ 2階 28番	福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で介護認定を受けておられる方	後日、住所変更後の介護保険証を送付します。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
18歳以下のこどもがいる方				
就学 〔小学校 中学校〕	校区が 変更となる方	通学していた学校で転退学の手続きを行い、その際に発行される 在学証明書 をご持参ください。	1階 11番	窓口サービス課 （住民登録） （06） 6957-9963
児童手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校生年代)までの子を養育している方	住所変更の手続きを行ってください。	2階 26番	保健子育て課 （子育て支援） （06） 6957-9173
児童扶養手当	児童扶養手当認定中の方	住所変更の手続きが必要です。 児童扶養手当証書、新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄本 などをご持参ください。状況に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		
保育所	保育所 (大阪市認可) 入所中の方 申込中の方	住所変更の手続きが必要です。		
母子健康手帳	現在 妊娠中の方 及び 乳幼児が おられる方	住所変更届が必要です。ので、 母子健康手帳 をご持参ください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
各種保健福祉サービスを受給中の方				
身体障がい者手帳	身体障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)等の手続きが必要です。 お持ちの 手帳、医療証、受給者証 ほか、必要な書類については、担当までお問合せください。	2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方			
療育手帳	療育手帳をお持ちの方			
特定医療費(指定難病)	特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きが必要です。 お持ちの 受給者証 をご持参ください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病の助成を受けておられる方	住所変更手続きが必要です。お持ちの 受給者証 等をご持参のうえ、詳しくは担当にお尋ねください。		
公害健康医療	公害医療手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。 公害医療手帳等 をご持参ください。		
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。 被爆者健康手帳 をご持参のうえ、詳しくは担当にお尋ねください。		

令和8年7月作成